## 出生関連手続のオンライン一括申請の実現に向けた意見交換会設置要綱

令和7年9月26日制定 7デ戦企第156号

(名称)

第1条 本会は、出生関連手続のオンライン一括申請の実現に向けた意見交換会(以下「意見交換会」という。)と称する。

(目的)

第2条 意見交換会は、出生関連手続のオンライン一括申請(ワンスオンリー・ワンストップ)に関し、国、東京都、区市町村の意見交換を通じ、ユーザーの利便性を更に向上する 観点から、より良い仕組み作りに向けた情報共有、課題把握等を行うことを目的とする。

## (所掌事項)

- 第3条 意見交換会における所掌事項は、以下のとおりとする。
- (1) 出生関連手続のオンライン一括申請の目指す将来像に関すること
- (2) 出生関連手続のオンライン一括申請の実現に当たっての諸課題に関すること
- (3) その他出生関連手続のオンライン一括申請に関すること

(組織)

- 第4条 意見交換会は、デジタルサービス局プロジェクト推進担当部長が委嘱する委員を もって組織する。
- 2 意見交換会は、必要がある場合には、委員以外の者を会議に出席させ、意見等を求めることができる。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日が属する年度の末日(3月31日)までとする。

## (意見交換会の運営)

- 第6条 意見交換会は、デジタルサービス局プロジェクト推進担当部長が招集する。
- 2 意見交換会の資料及び議事要旨については、原則として公開とする。ただし、デジタル サービス局プロジェクト推進担当部長が必要と認める場合は、その全部または一部を非 公開とすることができる。
- 3 意見交換会のもとで、必要に応じて、実務担当者によるヒアリングを実施することができる。

(庶務)

第7条 意見交換会の庶務は、デジタルサービス局デジタル戦略部デジタル企画調整課に おいて処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、意見交換会の運営に必要な事項はデジタルサービス局プロジェクト推進担当部長が定める。

## 附則

この要綱は、令和7年9月26日から施行する。